

甲賀市駐車場条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

市街地における自動車の駐車秩序を確立し、道路交通の円滑化と市民の甲南駅利用の利便に資することを目的に駐車場を設置するため、甲賀市駐車場条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 駐車場に甲南駅南口第 2 駐車場を加えます。

【別表第 1 関係】

- (2) 甲南駅南口第 2 駐車場の利用料金は 1 箇月当たり 3, 0 0 0 円、2 4 時間まで 3 0 0 円、2 4 時間を超えるときは、その超える時間について 2 4 時間までごとに 3 0 0 円とします。

【別表第 2 関係】

- (3) この条例は、規則で定める日から施行します。

【付則関係】

3 その他

- (1) 甲賀市甲南駅南口第 2 駐車場の概要

位 置 甲賀市甲南町深川 1 7 4 8 番地 2

使用料 1 箇月当たり 3, 0 0 0 円

2 4 時間まで 3 0 0 円

2 4 時間を超えるときは、その超える時間について 2 4 時間までごとに 3 0 0 円

駐車可能台数 自動車 一般区画 1 7 台

身体障害者用区画 1 台

※月極、時間極ともに駐車可能とすることで、利便性の向上を図る。

(2) 管理

管理運営については、甲南駅北口駐車場と同様に指定管理者を定めて行う予定。

甲賀市駐車場条例の一部改正資料

1. 位置図



2. 台数

一般駐車区画 17台

優先駐車区画 1台

3. 駐車場区画図

